

印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 学校の安全な管理運営及び犯罪の抑止を目的として常設するカメラと映像表示機器及び映像録画機器とを専用回線で接続した装置をいう。
- (2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、映像録画機器に記録されたものをいう。

（防犯カメラの設置場所等）

第3条 防犯カメラは、校門その他の学校施設及びその周辺で教育委員会が必要と認める場所に設置するものとする。

2 教育委員会は、防犯カメラを設置する施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置し、撮影された映像を記録している旨及び防犯カメラの設置者の名称を表示しなければならない。

（管理責任者）

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置き、教育部教育総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。

（操作担当者）

第5条 防犯カメラに関する事務を行うため、操作担当者を置き、校長、教頭及び教育部教育総務課の職員をもって充てる。

（映像データの保存期間）

第6条 映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、映像録画機器に記

録された日の翌日から起算して20日以内とする。

- (1) 第8条ただし書の規定により映像データを利用し、又は提供した場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(映像データの取扱い)

第7条 映像データは、編集し、又は加工することなく録画された状態のまま  
で保存しなければならない。

2 映像データは、複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認  
める場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、映像データの全部又は一部を複製したものについて準用す  
る。

(映像データの利用及び提供の制限)

第8条 教育委員会は、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用  
し、又は外部に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平  
成12年条例第25号）第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、こ  
の限りでない。

(映像データの利用又は提供に係る手続)

第9条 前条ただし書の規定により映像データを利用し、又はその提供を受け  
ようとする者は、防犯カメラ映像データ（利用・提供）申出書（別記第1号  
様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(映像データの検索等に伴う記録等)

第10条 管理責任者は、映像データの検索、複製、目的外の利用又は提供等  
をしたときは、その内容を記載した防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記  
第2号様式）により、教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 防犯カメラの管理運用に携わる者は、映像データから知り得た情報  
をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情への対応)

第12条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情があっ  
た場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記  
第1号様式(第9条)

(案)

防犯カメラ映像データ(利用・提供)申出書	
年 月 日	
印西市教育委員会 様	
(申請者) 住所	
氏名	
(法人その他の団体にあつては、 その名称、事務所又は事業所の 所在地及び代表者の氏名)	
防犯カメラの映像データの(利用をしたい・提供を受けたい)ので、下記のとおり申し出ます。	
目 的	
映像データの範囲	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで
希望する受取方法	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 複製の交付 <input type="checkbox"/> その他( )
特 記 事 項	

(案)

## 第 2 号様式 (第 10 条)

防犯カメラ映像データ取扱記録簿		年	月	日
検 索 指 示 者	所属・職名	氏名		
操 作 担 当 者	所属・職名	氏名		
検 索 指 示 年 月 日	年 月 日			
検 索 実 施 年 月 日	年 月 日			
検 索 目 的	<input type="checkbox"/> 目的内利用のため <input type="checkbox"/> 目的外利用のため <input type="checkbox"/> 外部提供のため			
設 置 場 所	学校			
防 犯 カ メ ラ 番 号				
検 索 映 像 日 時	年 月 日	時 分	ころから	
	年 月 日	時 分	ころまで	
提 供 映 像 日 時	年 月 日	時 分	ころから	
	年 月 日	時 分	ころまで	
検 索 結 果	検索映像 有・無			
映 像 デ ー タ の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 複製の交付 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
閲 覧 者	所属・職名	氏名		
特 記 事 項				

記録簿の保存期間は、目的外利用又は外部提供した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。(※映像データを目的外利用又は外部提供した場合は、その映像データと共に保存すること。)

## 防犯カメラの運用マニュアル

防犯カメラで撮影した映像は、印西市個人情報保護条例の対象となる。

映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他映像の安全管理のため、

本マニュアルを順守すること。(令和元年8月作成)

(防犯カメラの目的及び取扱いについて)

- 防犯カメラの目的及び取扱いは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 学校の安全な管理運営並びに事件、事故又はトラブルの発生及び不法行為であるおそれがある場合において、来校者の確認、不審者情報との照合、発生した事案の情報整理、教育委員会内部での情報共有及び警察等との不審者情報の共有のために利用することができる。
  - (2) 「印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱」に基づき運用すること。
  - (3) 「印西市情報セキュリティポリシー」に準じて管理すること。

(モニター映像の取扱い)

- モニター映像は、校長、教頭、教諭、事務職員等の職員室の入室を許されたものが見て確認することができる。

(映像データの操作)

- 防犯カメラの映像データの操作は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 映像を検索できる者「以下、(操作担当者)という。」は、校長、教頭及び教育部教育総務課教育施設係の職員とする。
  - (2) 映像の検索は、管理責任者の指示を受けてから操作担当者が行うこと。ただし、児童生徒及び学校関係者並びに地域住民の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと校長又は教頭が判断し、警察又は市長部局に情報を共有する場合(個人情報保護条例第9条4号に該当するとき)は、この限りではない。
  - (3) 映像の検索を行った場合は「防犯カメラ映像データ取扱記録簿(要綱別記第2号様式)」をすみやかに提出すること。
  - (4) 操作担当者は、機器の操作に必要なパスワードを学校職員含め他に知られないよう厳重に管理すること。
  - (5) 映像データは目的外利用又は提供をするときは、管理責任者が立会い、操作担当者が機器を操作すること。

(映像データの取扱い)

- 防犯カメラの映像データの取扱いは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 保守点検業者を除き、学校来訪者には直接見せないよう努めること。
  - (2) 保存期間を経過した映像データは、新たな映像データを上書きする方法により速やかに消去すること。
  - (3) 映像録画機器及び映像データを記録した記録媒体の処分は、破碎その他の適切な方法等により行うこと。

(複製した映像データの保存期間) ※別添資料 1 参考

- 複製した映像データの保存期間は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 原則、映像録画機器に記録された日の翌日から起算した 20 日間から、映像録画機器に記録された日の翌日から起算して複製した日(以下、「経過日数」という。)を差し引いた残りの日を保存期間とする。
  - (2) 管理責任者が特に必要と認める場合に限り、目的内利用、目的外利用又は外部提供が完了するまで保存することができる。
  - (3) 目的外利用又は外部提供した場合は、目的外利用又は外部提供した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。(※映像データを目的外利用又は外部提供した場合は、その映像データと共に保存すること。)
  - (4) 管理責任者が特に必要と認める場合に限り、今後の組織内対応に必要な映像データを、利用した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。

(禁止事項)

- モニター映像及び映像データを見た場合は、それらから知ることができる個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- モニター映像及び映像データを撮影しないこと。

(教育委員会との連携)

- 防犯カメラに関して以下の事象が発生した場合は、教育総務課に連絡すること。
  - (1) 本人から映像データの開示を求められたとき
  - (2) 捜査機関、市民等から意見、相談等が寄せられたとき
  - (3) 映像又は機器に何らかの異常が生じたとき、その他教育委員会と連携が必要と判断したとき

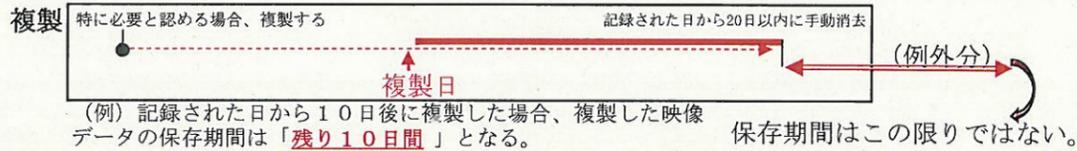
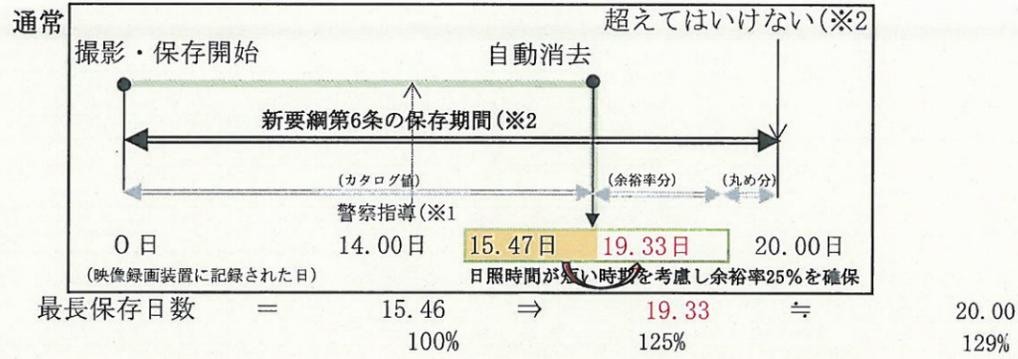
(管理責任者からの日常管理のお願い)

- 日常管理の注意事項は下記のとおりとする。
  - (1) モニターは、出勤したときに電源を入れ、退勤するときに電源を切ってください。
  - (2) 校務パソコンと同様に、配線やコンセント周りの清掃をお願いします。
  - (3) 機器の盗難、落下等の防止に努めてください。
  - (4) 機器の電源は抜かないでください。また、機器を職員室から持ち出さないでください。
  - (5) 原則、機器は移動しないようお願いします。移動させる場合は、事前にご連絡ください。
  - (6) あらかじめ周知された停電については、操作担当者が、事前にモニター及び録画機器の電源を事前に切り、復電後に電源を入れてください。(電源を切っている間は録画されません。)
  - (7) 機器の保守点検、修繕に関する立会は、教育総務課教育施設係の職員が行います。

(資料1) 防犯カメラ (レコーダ) の録画可能日数に関して  
 ≪保存期間の時系列≫

資料2-2

- ・通常は緑ルート、20日以内に映像データの上書きにより消去。
- ・例外は赤ルート、要綱第7条第2項の規定による複製。



(1) 保護条例第9条に規定する目的外利用、外部提供をした場合  
 ⇒ 同じデータを5年間、2号様式と共に保存

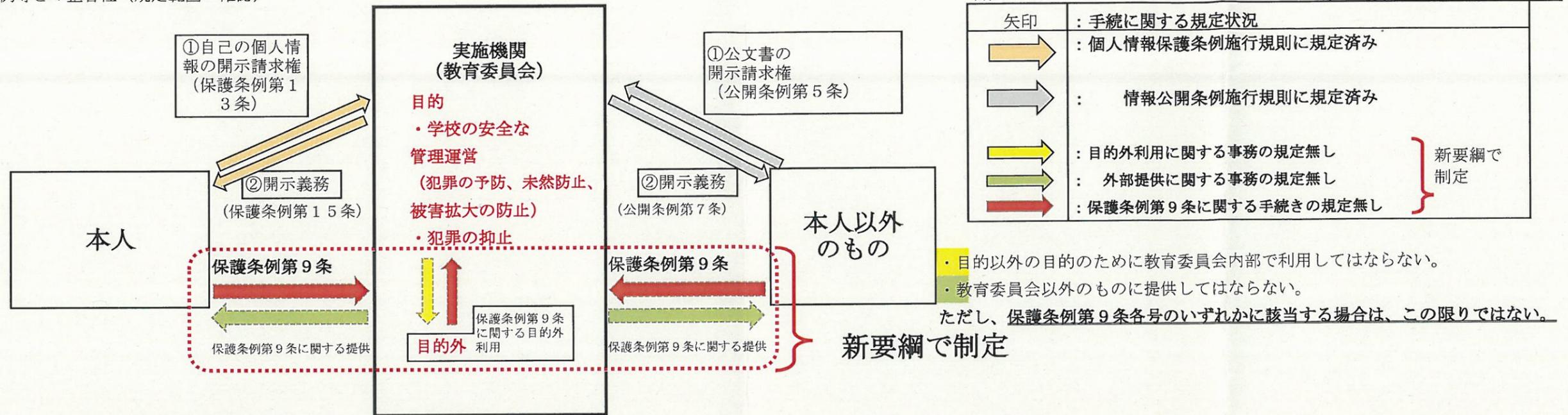
(2) 管理責任者が特に必要と認める場合 ⇒ ア又はイのいずれか。

ア 目的が達成されるまで保存すること。  
 (例) 不法行為が記録されているおそれがある。  
教育委員会で情報共有する。

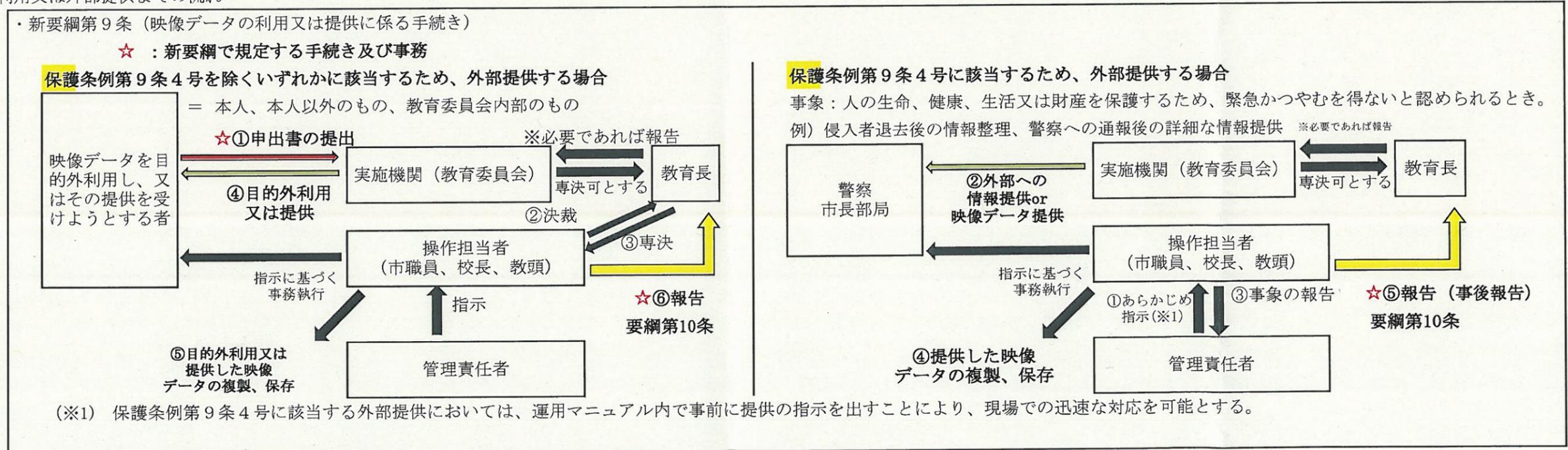
イ 今後の組織的対応で管理責任者が特に必要と認めた場合は、目的内利用した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。  
 ※より長期な保存が必要となれば、「延長保存」する。

(検討資料1) 保護条例等との整合性に関して

1. 条例等との整合性 (規定範囲の確認)



2. 目的外利用又は外部提供までの流れ



3. 目的内利用の流れ

・学校の安全な管理運営



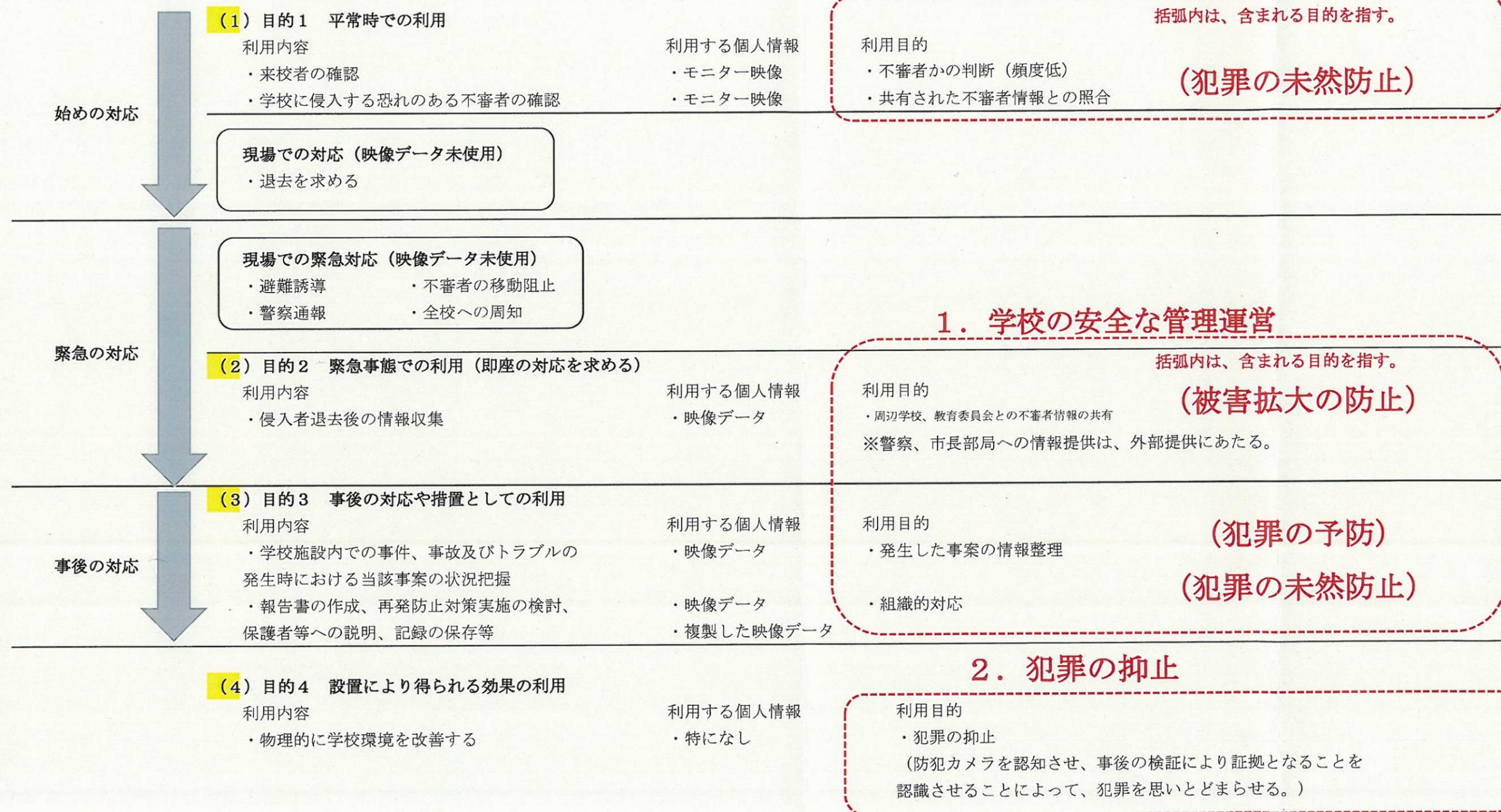
例1) 昨夜、不審者が学校敷地内に侵入した情報を得たので、確認したい。

例2) 過去に侵入した不審者の特徴を学校職員で共有したい。

(検討資料1-2) 目的、利用条件の整理

1. 防犯カメラを設置する目的内での、教育委員会内部での利用 (再度、整理)

赤点線で囲われた範囲は、目的を指す。



〔検討資料2〕防犯カメラ（レコーダ）の録画可能日数に関して

検討資料 2

新要綱第6条第1項

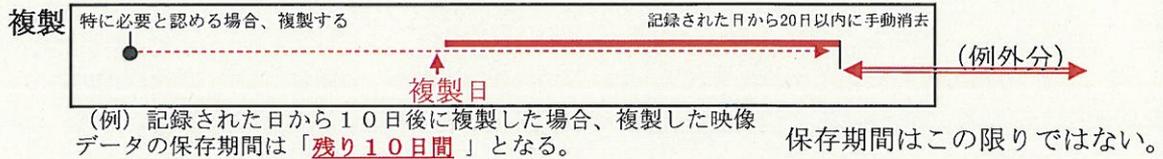
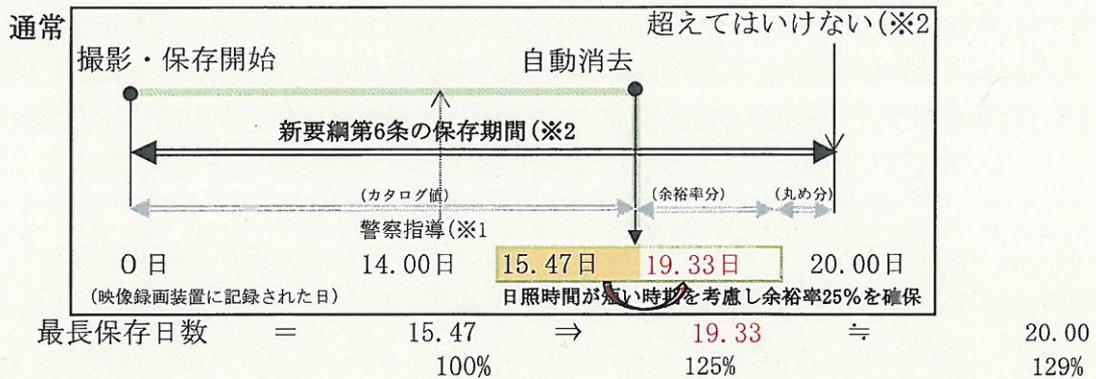
映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、映像録画機器に記録された日の翌日から起算して20日以内とする。

検討事項

- (※1) 録画日数を2週間以上確保すること。（警察指導）
- (※2) 定義する保存期間を超えないこと。（超えたら職務命令違反となる）

〈保存期間の時系列〉

- ・通常は緑ルート、20日以内に映像データの上書きにより消去。
- ・例外は赤ルート、要綱第7条第2項の規定による複製。



- (1) 保護条例第9条に規定する目的外利用、外部提供をした場合 ⇒ 同じデータを5年間、2号様式と共に保存
- (2) 管理責任者が特に必要と認める場合 ⇒ 同じデータを5年間、2号様式と共に保存。(保存期限満了後、必要であれば「延長保存」) ※目的が達成され、それ以上保存する必要がなくなれば、すみやかに消去する。

〈小中学校防犯カメラ録画可能時間〉

レコーダ容量 2 TB      カメラ台数 3 台      (※H30-R3年度の4か年)

単位：日	最高	高	標準	△低	×最低
×30コマ	4.73	5.53	6.73	8.00	10.60
15コマ	9.47	11.13	13.47	16.00	21.27
10コマ	13.33	15.47	18.73	23.47	31.27
×6コマ	22.93	27.80	33.67	40.40	53.13

は現設定値における録画データ保存日数      は検討外

1 TB      1 台      〈カタログ値〉

単位：日	最高	高	標準	低	最低
30コマ	7.1	8.3	10.1	12.0	15.9
15コマ	14.2	16.7	20.2	24.0	31.9
10コマ	20.0	23.2	28.1	35.2	46.9
6コマ	34.4	41.7	50.5	60.6	79.7

※最高 (1,920×1,080) から最低まで、5段階にて画質調整可能。

資料1と資料1-2における新旧対照の確認

新 資料1-2	旧 資料1
<p>○印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <div data-bbox="172 825 676 926" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新要綱第2条第1号内に目的を規定するため削除</p> </div> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ <u>学校の安全な管理運営、犯罪の抑止</u>を目的として常設するカメラと映像表示機器及び映像録画機器とを専用回線で接続した装置をいう。</p> <p>(2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、映像録画機器に記録されたものをいう。</p> <div data-bbox="201 1486 655 1732" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保護条例第1条 （解釈運用基準）に規定済みのため、重複することから削除 P.25「実施機関は、常に個人の権利利益を不当に害することがないようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。」</p> </div> <p>（防犯カメラの設置場所等）</p> <p>第3条 防犯カメラは、校門その他の学校施設及びその周辺で教育委員会が必要と認める場所に設置するものとする。</p>	<p>○印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの設置並びにその適正な管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。 （設置及び目的）</p> <p>第2条 教育委員会は、不審者による犯罪の抑止力の強化、学校施設内での事故、事件及びトラブルの発生時における当該事案の状況把握、責任の明確化並びに組織的対応力の強化を図り、児童及び生徒の安全確保を目的として学校に防犯カメラを設置する。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ <u>学校施設内に常設するカメラで、映像表示及び録画のために必要な関連機器並びに専用回線等により構成される装置</u>をいう。</p> <p>(2) 映像 <u>学校施設内に設置された防犯カメラにより撮影された映像</u>をいう。 （教育委員会の責務）</p> <p>第4条 教育委員会は、防犯カメラの設置及び映像の取扱いに関して、その目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利保護を図らなければならない。</p> <p>（防犯カメラの設置場所等）</p> <p>第5条 教育委員会は、校門その他の学校施設及び学校敷地周辺で必要と認められる場所に防犯カメラを設置するものとする。</p>

2 教育委員会は、防犯カメラを設置する施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置し、撮影された映像を記録している旨及び防犯カメラの設置者の名称を表示しなければならない。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置き、教育部教育総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。

(操作担当者)

第5条 防犯カメラに関する事務を行うため、操作担当者を置き、校長、教頭及び教育部教育総務課の職員をもって充てる。

印西市情報セキュリティポリシー  
(P.7 情報資産の管理)に規定済みのため削除  
管理責任者が学校職員(校長、教頭含む)に防犯カメラの取扱い方法を指導する

新要綱第11条に順序並び替え

新要綱第5条に規定するため削除

新要綱第6条に規定するため削除

2 教育委員会は、防犯カメラの設置を周知するため、見やすい場所に設置者の名称及び撮影している旨を表示しなければならない。

(管理責任者等)

第6条 教育委員会は、防犯カメラ及び映像の管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作担当者(以下「管理責任者等」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、学校の施設を所管する課の長とする。

3 操作担当者は、管理責任者により指定された者とする。

4 管理責任者等は、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、免失等を防止するため施錠可能な場所に保管する等の必要な措置を講ずること。

(管理責任者等の守秘義務)

第7条 管理責任者等は、映像の取扱いにより知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(映像及び記録媒体の取扱い)

第8条 映像及び映像を収録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 映像及び記録媒体は、管理責任者又は操作担当者を取り扱うものとする。

(2) 映像及び記録媒体の保存期間(重ね撮りする場合における上書きするまでの期間を含む。以下同じ。)

運用マニュアルに規定するため削除

(映像データの保存期間)

第6条 映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、映像録画機器に記録された日の翌日から起算して20日以内とする。

- (1) 第8条ただし書の規定により映像データを利用し、又は提供した場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(映像データの取扱い)

第7条 映像データは、編集し、又は加工することなく録画された状態のまま保存しなければならない。

運用マニュアルに規定するため削除

2 映像データは、複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、映像データの全部又は一部を複製したものについて準用する。

新要綱第5条に規定すること、職員室か事務用PCに限定されることから削除

運用マニュアルに規定するため削除

新要綱第6条に規定するため削除

は2週間を限度とする。

(3) 前号の保存期間経過後は、速やかに映像の消去を行うものとする。

(4) 記録媒体の処分は、破砕等により物理的に読み取りができないよう行うものとする。

(5) 映像は、録画時の状態のまま保存し、加工を行ってはならない。

(6) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。

(7) 記録媒体の複製は行わないものとする。ただし、第10条又は第11条第1項の規定により利用又は提供を行う場合は、この限りではない。

(8) 映像を再生するときは、管理責任者が指定した場所において、操作担当者が行うものとする。

(9) 映像表示又は録画に必要な関連機器を設置場所から持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。

(10) 保守点検等を行うときは、管理責任者又は取扱者が立ち会うこと。

(映像及び記憶媒体の保存期間の特例)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場

新要綱第6条に規定するため削除

新要綱第2条1号に規定する目的内での利用にあたるため削除

(映像データの利用及び提供の制限)

第8条 教育委員会は、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(映像データの利用又は提供に係る手続)

第9条 前条ただし書の規定により映像データを利用し、又はその提供を受けようとする者は、防犯カメラ映像データ（利用・提供）申出書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

外部発意：  
新要綱第9条の規定による手続きに含まれるため、削除

急を要する場合：  
運用マニュアルに定めるため削除

新要綱第2条1号に規定する目的内での利用にあたるため削除

急を要する場合の対応：  
運用マニュアルに規定する

合においては前条第2号に規定する保存期間を延長することができる。

(1) 映像及び記録媒体に不法行為又は不法行為であるおそれがある行為が記録されている場合

(2) 次条に規定する利用又は第11条に規定する利用又は提供を行う場合

(目的利用)

第10条 管理責任者等は、学校施設内での事件、事故又はトラブルが発生した場合において、当該事案の状況把握、責任の明確化及び組織的対応のため、映像を利用することができる。

(目的外利用及び外部提供)

第11条 管理責任者は、前条の規定に関わらず、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、映像を利用又は提供することができるものとする。

2 管理責任者は、第三者から映像の利用の申出があるときは、防犯カメラ映像利用申請書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

3 管理責任者は、前項の申請を受けたときは、条例第15条各号に掲げる不開示情報を除き、提供が必要があると認められる映像の範囲を定め、養育長の許可を受け、提供できるものとする。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、事後の報告をもって代えることができる。

(映像の検索及び複製)

第12条 操作担当者は、管理責任者の指示に基づかないで、映像を検索することはできない。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、この限りではない。

新要綱第7条2号に規定するため  
削除

(映像データの検索等に伴う記録等)  
第10条 管理責任者は、映像データの検索、複製、目的外の利用又は提供等をしたときは、その内容を記載した防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記第2号様式）により、教育委員会に報告するものとする。

以下、規定済みの条例等を適用するため、削除

- ① 保護条例
- ② 保護条例施行規則
- ③ 印西市情報セキュリティポリシー (P.7 情報資産の管理)

(守秘義務)  
第11条 防犯カメラの管理運用に携わる者は、映像データから知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情への対応)  
第12条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)  
第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則  
この告示は、令和元年〇月〇日から施行する。

2 操作担当者は、管理責任者の指示に基づかないで、映像を複製することはできない。

3 操作担当者は、映像を検索又は複製した場合は、防犯カメラ映像取扱記録簿（別記第2号様式）にその内容を記録し、その結果を管理責任者に報告しなければならない。

(個人情報の管理)  
第13条 この要綱に定めるもののほか、映像及び記憶媒体に含まれる個人情報の取扱いについては、条例及び印西市教育委員会の所管に係る印西市個人情報保護条例施行規則（平成12年教育委員会規則第10号）に定めるところによる。

(苦情等への対応)  
第14条 教育委員会は、防犯カメラの管理運用等に関する苦情について、適切かつ迅速に対応しなければならない。

(委任)  
第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則  
この告示は、令和元年〇月〇日から施行する。